IASB® Update
From the International Accounting Standards Board
IFRS

IASB Update
2020 年 10 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2020 年 10 月 27 日から 29 日にリモートで会議を行った。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- **審議会作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）**
- **2020 年アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）**
- **持分法（アジェンダ・ペーパー13）**
- **IFRS タクソノミ（口頭でのアップデート）**
- **維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12-12E）**
- **動的リスク管理（口頭でのアップデート）**
- **採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）**
- **開示に関する取組みーSMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）**
- **経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）**

関連情報

今後の IASB 会議 ：
2020 年 11 月 16－20 日
2020 年 12 月 14－18 日
2021 年 1 月 25－26 日

IASB *Update* ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB *Update* は **こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は **こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は **こちら**

審議会作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

アップデート（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は 2020 年 10 月 27 日に会合し、作業計画についてのアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は作業計画についての次回のアップデートを 2021 年第 1 四半期に受ける予定である。

Covid-19 の影響（アジェンダ・ペーパー8A）

審議会は、共通支配下の企業結合に関するディスカッション・ペーパーのコメント期間を 180 日から 270 日に延長することを暫定的に決定した。13 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

審議会は、その他の公表予定の公開協議文書の日程についても議論した。特に、審議会は、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューに関する情報要請のコメント期間、並びに経営者による説明に関する公開草案の公表日の延期の可能性について議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューに関する情報要請のコメント期間について 11 月の会議で決定する。

審議会は、経営者による説明に関する公開草案を 2021 年 2 月ではなく 2021 年 4 月に公表する予定である。

***IFRS 第 9 号及び IFRS 第 15 号の適用後レビューの時期*（アジェンダ・ペーパー8B）**

審議会は 2020 年 10 月 27 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューの時期を検討した。

審議会は IFRS 第 15 号の適用後レビューの時期を 2020 年アジェンダ協議の一部として検討すべきかどうかについて議論した。

13 名の審議会メンバーのうち 9 名が、そうすることに賛成した。

審議会は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の適用後レビューを今から開始することを決定したが、同基準の減損及びヘッジ会計の要求事項の適用後レビューは開始しないことを決定した。

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は次のことについて議論する。

a. IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の適用後レビューについてのプロジェクト計画

b. IFRS 第 15 号並びに IFRS 第 9 号の減損及びヘッジ会計の要求事項の適用後レビューの時期を、今後のボード会議で 2020 年アジェンダ協議の一部として検討すべきかどうか、また、その場合にどのように検討すべきか

2020 年アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）

審議会は 2020 年 10 月 27 日に会合し、情報要請において下記についてフィードバックを求めることに対してのアプローチについて議論した。

- 審議会の活動の戦略的方向性とバランス（アジェンダ・ペーパー24A）
- 作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための規準（アジェンダ・ペーパー24B）
- 優先すべき財務報告上の論点（アジェンダ・ペーパー24C 及び 24D）

***審議会の活動の戦略的方向性とバランス*（アジェンダ・ペーパー24A）**

審議会は、情報要請において活動をどのように区分し記述すべきかについて議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

***作業計画に追加すべきプロジェクトの評価のための規準*（アジェンダ・ペーパー24B）**

審議会は、作業計画に追加すべきプロジェクトの優先順位を評価するための規準について議論し、次のことを検討した。

a. 情報要請でフィードバックを求める具体的な規準

b. それらの規準を情報要請の中でどのように記述すべきか

審議会は何も決定を求められなかった。

***審議会の現在のプロジェクトに対するアプローチ*（アジェンダ・ペーパー24C）**

審議会は、情報要請は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

a. 審議会の現在の作業計画プロジェクトの優先順位を付け直すことを利害関係者に求めない。

b. 次のようなリサーチ・パイプライン及び他のプロジェクトを記載して、利害関係者がコメントし、必要な場合には優先順位を付け直すようにする。

   i. 高インフレ ー IAS 第 29 号の範囲

   ii. 汚染物価格決定メカニズム

   iii. 変動対価及び条件付対価

   iv. IFRS 第 5 号の適用後レビュー

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

***情報要請に含めるべき財務報告上の論点*（アジェンダ・ペーパー24D）**

審議会は、情報要請に含めるべき潜在的プロジェクトのリストを作成するために行ったアウトリーチの要約を受け取り、次のことについて議論した。

a. フィードバックをどのように情報要請に反映すべきか

b. どの潜在的プロジェクトを情報要請において記述するか

c. 潜在的プロジェクトのそれぞれの記述において、どのような内容をどのくらい詳細に記載するか

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は情報要請を作成する際に行ったデュー・プロセスについて議論する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

審議会は 2020 年 10 月 27 日に会合し、持分法のリサーチ・プロジェクトの目的及びアプローチについて議論した。

審議会は、プロジェクトの目的を次のようにすることを決定した。

> 持分法（IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で示されている）についての適用上の問題点が、IAS 第 28 号の諸原則を識別し説明することによって、連結財務諸表及び個別財務諸表において対処できるかどうかを評価すること

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

審議会は、この目的を達成するため、本プロジェクトは下記に焦点を当てるべきであると決定した。

a. 適用上の問題点を識別し、これらの問題点のうちどれに対処するのかを決定すること。

b. IAS 第 28 号の基礎となっている諸原則を識別し説明することによって、これらの適用上の問題点に対処すること。これらの諸原則の識別及び説明は、審議会が新たな要求事項、新たな適用指針及び基準の他の修正を開発することにも役立つ可能性がある。

13 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会はプロジェクトが焦点を当てるべき適用上の問題点を識別する。

IFRS タクソノミ（口頭でのアップデート）

審議会は 2020 年 10 月 28 日に会合し、IFRS タクソノミの更新案について口頭でのアップデートを受けた。

審議会は、フィードバックを聞き、IFRS タクソノミの更新案に関する下記のステップについて議論した。

- 「金利指標改革 ― フェーズ 2」（IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IFRS 第 4 号「保険契約」及び IFRS 第 16 号「リース」を修正）
- 「IFRS 第 17 号の修正」（IFRS 第 17 号「保険契約」を修正）
- 「IFRS 第 9 号の一時的免除の延長」（IFRS 第 4 号「保険契約」を修正）
- 「有形固定資産：意図した使用の前の収入」（IAS 第 16 号「有形固定資産」を修正）

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、「金利指標改革 ― フェーズ 2」についての IFRS タクソノミ・アップデートを 2020 年 12 月に公表し、残りのアップデートを年次 IFRS タクソノミの一部として 2021 年第 1 四半期に公表する予定である。

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2020 年 10 月 28 日に会合し、次のような維持管理及び一貫した適用のトピックについて議論した。

単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS 第 12 号の修正）（アジェンダ・ペーパー 12A-12D）

審議会は公開草案「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」に対するフィードバックについて議論した。

フィードバック分析―アプローチ案（アジェンダ・ペーパー12B）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. IAS 第 12 号「法人所得税」の第 15 項及び第 24 項における認識の免除の範囲を狭めて、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせる取引には適用しないようにするという提案を確認する。

b. 上限設定の提案を削除する。すなわち、繰延税金負債の認識を繰延税金資産について認識した金額に限定するという要求を含めない。

c. 税務上の損金算入がリース資産又はリース負債に係るものかどうかを企業がどのように判定するのかを例示する適用指針又は設例を提供しない。

d. 前払リース料及び当初直接コストについての繰延税金の会計処理を説明する設例を提供する。

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。

フィードバック分析―その他の事項（アジェンダ・ペーパー12C）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. この修正を、当初認識時に、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせる取引に適用することを企業に要求する。

b. すでに IFRS 基準を適用している企業に対し、この修正の最初の適用を次のようにして行うことを要求する。

   i. リース及び廃棄義務に係るすべての一時差異についての繰延税金を、表示する最も古い比較対象期間の期首現在で認識し、累積的影響額をその日現在で利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）の期首残高の修正として認識する。

   ii. この修正を、リース及び廃棄義務以外の取引に将来に向かって（すなわち、表示する最も古い比較対象期間の期首以後に発生した取引のみに）適用する。

c. 初度適用企業に対し、リース及び廃棄義務に係るすべての一時差異についての繰延税金を IFRS 基準への移行日現在で認識することを要求する。審議会は初度適用企業について他の要求事項を設けない。

13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、修正案の発効日について、適用されるデュー・プロセスの手順への審議会の準拠状況とともに、今後の会議で議論する。

IFRIC アップデート（アジェンダ・ペーパー12E）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会の 2020 年 9 月会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、2020 年 9 月の IFRIC Update において公表された（日本語訳）。

審議会は何も決定を求められなかった。

動的リスク管理（口頭でのアップデート）

審議会は 2020 年 10 月 28 日に会合し、2020 年 10 月に開始した DRM（動的リスク管理）会計モデルのコア要素に関しての利害関係者との協議についてのアップデートを受けた。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、DRM 会計モデルのコア要素に関しての協議からのフィードバックを 2021 年前半に検討する。

採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）

審議会は 2020 年 10 月 28 日に会合し、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」を適用する企業が策定している会計方針についてのリサーチからの発見事項について議論した。このリサーチは、審議会が今後の会議で IFRS 第 6 号の置換え又は修正を行うべきかどうかを決定することに役立つであろう。

IFRS 第 6 号を適用して策定された会計方針（アジェンダ・ペーパー19A）

審議会は、IFRS 第 6 号の範囲に含まれる探査及び評価の支出に適用されている会計方針の多様性についてのリサーチ発見事項を検討した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、採掘活動についての理解を深めるための教育セッションを行う。

開示に関する取組みーSMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は 2020 年 10 月 29 日に会合し、4 つの事項について議論した。審議会は、子会社についての開示削減の IFRS 基準を提案するとした場合、基準案を次のようにすることを暫定的に決定した。

- 子会社に、開示削減の IFRS 基準を適用した旨を開示することを要求し、この開示を IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 16 項で要求している記載とともに配置することを要求する。13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。
- 子会社に、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の開示要求のすべてを適用することを要求する。13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 子会社に、他の IFRS 基準に含まれている経過措置に関する開示要求を適用することを要求する（当該開示要求に対して審議会が子会社について適切と考える修正を行う場合がある）。13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 結合財務諸表についての開示要求は含めない。13 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は生じた事項について 2020 年 11 月に引き続き議論する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は 2020 年 10 月 29 日に会合し、次のことについて議論した。

- 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びに環境・社会・ガバナンス（ESG）事項について、経営者による説明での情報の提供を促進することを意図した審議会の提案の概要 – アジェンダ・ペーパー15A
- IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂に関する審議会の提案の適用で生じる可能性の高い影響の初期的な評価 – アジェンダ・ペーパー15B
- 改訂実務記述書の公開草案についてのデュー・プロセスの手順及び書面投票プロセス開始の許可 – アジェンダ・ペーパー15C

***長期的な見通しに影響を与える事項、無形の資源及び関係、並びに ESG 事項についてのガイダンスの概要*（アジェンダ・ペーパー15A）**

審議会は、経営者による説明における情報の提供を促進することを意図した提案の概要について議論した。投資者及び債権者にとって特に関心のある相互に関連した事項、すなわち、下記についてのものである。

a. 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項

b. 企業の無形の資源及び関係

c. ESG 事項

審議会は何も決定を求められなかった。

***提案によって生じる可能性の高い影響の概要*（アジェンダ・ペーパー15B）**

審議会は、実務記述書の改訂に関する審議会の提案の適用で生じる可能性の高い影響の初期的な評価について議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

***デュー・プロセスの手順及び書面投票の許可*（アジェンダ・ペーパー15C）**

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 実務記述書への準拠を記述する企業は、改訂後の実務記述書を公表日以後に開始する事業年度に適用することを要求される。

b. 改訂後の実務記述書の早期適用は認められる。

13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

13 名の審議会メンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施してきたことを確認した。

公開草案における提案に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

今後のステップ

スタッフは書面投票のために公開草案を作成する。この IASB Update の中でアジェンダ・ペーパー 8A「Covid-19 の影響」について記載したとおり、審議会は公開草案を 2021 年 2 月ではなく 2021 年 4 月に公表する予定である。

今後の会議で、審議会は公開草案のコメント期間について議論する予定である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation
コピーライト © IFRS 財団
ISSN 1474-2675